

⑥ 所得階層別

(単位：人、千円)

区分	300万円以下		300万円超 400万円以下		400万円超 500万円以下		500万円超 600万円以下		
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	
第1種事業	所得税課税者	209	616,632	1,598	5,513,835	993	4,395,423	X	3,565,446
	所得税失格者	16	47,265	60	197,744	14	55,092	X	10,682
	計	225	663,897	1,658	5,711,579	1,007	4,450,515	661	3,576,128
第2種事業	所得税課税者								
	所得税失格者								
	計								
第3種事業	以外の もの等	X	180,033	332	1,149,491	205	908,047	X	730,142
	所得税失格者	X	11,805	20	68,711	X	8,533		
	計	X	191,838	352	1,218,202	207	916,580	X	730,142
	あんの 等	X	2,905	22	75,723	13	57,551	X	5,337
	所得税失格者								
	計	X	2,905	22	75,723	13	57,551	X	5,337
	小計	66	194,743	374	1,293,925	220	974,131	135	735,479
合計	所得税課税者	271	799,570	1,952	6,739,049	1,211	5,361,021	X	4,300,925
	所得税失格者	20	59,070	80	266,455	16	63,625	X	10,682
	計	291	858,640	2,032	7,005,504	1,227	5,424,646	796	4,311,607

区分	600万円超 700万円以下		700万円超 1000万円以下		1,000万円超		合計		
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	
第1種事業	所得税課税者	398	2,530,349	552	4,413,917	310	4,301,457	4,719	25,337,059
	所得税失格者	3	17,277					95	328,060
	計	401	2,547,626	552	4,413,917	310	4,301,457	4,814	25,665,119
第2種事業	所得税課税者					X	24,056	X	24,056
	所得税失格者								
	計					X	24,056	X	24,056
第3種事業	以外の もの等	97	616,468	169	1,386,461	X	3,314,974	1,207	8,285,616
	所得税失格者							26	89,049
	計	97	616,468	169	1,386,461	X	3,314,974	1,233	8,374,665
	あんの 等			3	22,426			40	163,942
	所得税失格者								
	計			3	22,426			40	163,942
	小計	97	616,468	172	1,408,887	X	3,314,974	1,273	8,538,607
合計	所得税課税者	495	3,146,817	724	5,822,804	520	7,640,487	X	33,810,673
	所得税失格者	3	17,277					X	417,109
	計	498	3,164,094	724	5,822,804	520	7,640,487	6,088	34,227,782

- (注) 1 一人で2以上の業種を兼業するものについては、主たる業種に記載した。  
 2 所得階層区分の所得金額とは、事業主控除前の年所得金額をいう。この場合において、中途開業業者についてはその所得を年所得に換算した額の所得区分欄に人員及び実績額を記載した。  
 3 第3種事業中、あんの業種等とは、あんの、マッサージ又は指圧、はり、きゅう業等標準税率3%の適用を受ける業種をいう。  
 4 2以上の都道府県に分割して事業を行う個人については、主たる事業所等を香川県に有するものについてのみ記載した。